

3アップ連続セミナー

連続セミナーは、各回に用地行政に関わるホットなテーマを設け、行政実務家・専門家・有識者等を講師にお招きし、御講演いただくもので、国・地方公共団体・関係機関等の用地担当職員のさらなるスキルアップ等を目指し開催する6回連続のセミナーです。

今回実施した第4回セミナーでは、平成29年11月1日(水)に「登記の世界」をテーマとして、東京法務局世田谷出張所長などを歴任され、退官後の現在も法務局相談員として活躍されているベテラン元登記官を講師に招き、登記制度の歴史から、用地取得時の相続・筆界等の諸問題について、御講演いただきました。



第4回セミナー会場風景
(参加者319名)

さいたま新都心合同
庁舎2号館 5階
共用大会議室501

第4回「登記の世界」

＜齊藤 明氏＞

昭和44年4月に東京法務局に入省。東京法務局、法務省法務総合研究所、法務省訟務局に勤務し、更に厚生省保健医療局に出向。その後、甲府地方法務局上席訟務官、宇都宮地方法務局供託課長、横浜地方法務局不動産登記部門統括登記官、横浜地方法務局戸籍課長、東京法務局民事行政部不動産登記部門統括登記官、東京法務局世田谷出張所長を歴任され、不動産登記、戸籍から訟務まで法務行政に幅広く携わられ、特に、平成16年の不動産登記法改正時には、司法書士会等への周知等に尽力された。

現在は、東京法務局八王子支局にて相談員として官公署、一般の方から主に相続登記の関係などの相談を受けている。

著書に「これでわかる！不動産登記記録の見方・読み方」等がある。

「登記の世界」

第1 はじめに

第2 不動産登記制度の変遷 【資料1】

1 登記法が制定されるまで

(1) 明治維新以前

- ※ 土地の永代売買は禁止
名主が土地の支配権たる権利者を名寄帳(公簿)に奥書証印し管理し、年貢徴収のため把握

(2) 地券制度(明治初期から)

- ※ 土地の売買禁止の解除(明治5年太政官布告第50号)
私的所有権の取引を認めるとともに、地租制度(金銭による納税)を確立するとして、地券制度の導入
- ※ 壬申地券(地所売買譲渡ニ付地券渡方規則・明治5年)
土地の売買譲渡があるごとに地券の発行
 - ・ 市街地券(市街地において発行)
 - ・ 郡村地券(山林・田畑)

